

少路地域連絡会

<設立総会議事録>

1. 日時 2026年5月23日(土) 10:00~10:50
2. 場所 緑丘会館(緑丘1丁目4-10)
3. 代議員総数 15名
4. 出席代議員数 15名(うち委任状1名を含む)
5. 議長氏名 代議員 酒井良知
6. 議案
 - 第1号議案 少路地域連絡会設立承認の件
 - 第2号議案 規約承認の件
 - 第3号議案 2026年度 事業計画承認の件
 - 第4号議案 2026年度 予算承認の件
 - 第5号議案 2026年度 役員承認の件
7. 議事の経過概要およびその結果
 - (1) 総会開催の挨拶
 - ・立花真一氏(少路地域連絡会検討会代表)より、経緯説明を行い挨拶とした。
 - ・長内繁樹豊中市長より、少路地域連絡会設立に対しお祝いと感謝のご挨拶をいただいた。(ご挨拶後退席)
 - ・豊中市 市民協働部 地域連携課 担当職員のご紹介と挨拶。
 - (2) 議長の選任

議長の立候補がなかったため、司会の中村美奈氏が酒井良知代議員を議長に指名したところ、満場異議なく決定し、議長席に着き審議に入った。
 - (3) 議事録署名人の選任

議長が加古幹子氏、上田祐未氏を指名したところ、満場異議なく決定した。
 - (4) 代議員、運営委員の報告

議長が代議員および運営委員について、総会資料の少路地域連絡会代議員一覧、運営委員一覧にもとづき報告した。

また、代議員総数15名、本日出席者14名、委任状1名、出席合計15名を報告し、総会開催が有効に成立していることを確認した。

※鈴木勝久運営委員より、所属名称について以下の指摘があった。

豊中防犯協会緑丘支部 → 豊中防犯協議会緑丘支部
 - (5) 議案
 - ・第1号議案 少路地域連絡会設立承認の件

立花真一運営委員が、総会資料の少路地域連絡会 設立趣意書(案)にもとづき説明。代議員からの質問なく、議長が代議員に諮ったところ賛成多数で可決。

・第2号議案 規約承認の件

立花真一運営委員が、総会資料の少路地域連絡会 規約にもとづき説明。代議員からの質問なく、議長が代議員に諮ったところ賛成多数で可決。

・第3号議案 2026年度 事業計画承認の件

第4号議案 2026年度 予算承認の件

立花真一運営委員、小和田善之運営委員、小林沙織運営委員、大里ルミ子運営委員が、総会資料の2026年度 少路地域連絡会 事業計画書(案)および2026年度 少路地域連絡会 予算(案)にもとづき説明。代議員からの質問なく、議長が代議員に諮ったところ賛成多数で可決。

・第5号議案 2026年度 役員承認の件

牧野和子運営委員が、総会資料の2026年度 少路地域連絡会 役員(案)にもとづき説明。代議員からの質問なく、議長が代議員に諮ったところ賛成多数で可決。

(6) 新役員挨拶

新役員の紹介と、立花真一会長による挨拶が行われた。

以上をもって議案のすべてを終了し、議長退任のうえ閉会した。

以上の決議事項を明確にするため、この議事録は少路地域連絡会設立総会議案書とともに保管することとし、議長および議長の指名した議事録署名人は署名押印する。

2026年5月23日

議長

酒井 良知 

議事録署名人

加古 幹子 

議事録署名人

上田 祐未 



少路地域連絡会 設立総会議案書

日時：2026年5月23日（土）

10:00～11:00

場所：緑丘会館
（緑丘1丁目4－10）

少路地域連絡会検討会

少路地域連絡会

設立総会次第

1. 総会開催の挨拶

2. 議長の選任

3. 議事録署名人の選任

4. 報告

1) 代議員一覧

2) 運営委員一覧

5. 議案

第1号起案 少路地域連絡会設立承認の件

第2号起案 規約承認の件

第3号起案 2026年度 事業計画承認の件

第4号起案 2026年度 予算承認の件

第5号起案 2026年度 役員承認の件

6. 新役員挨拶

7. 閉会

少路地域連絡会 代議員 一覧

	所属等	氏名
1	少路小学校	さかい よしとも 酒井 良知
2	第十一中学校	いわかわ えみ 岩川 恵美
3	少路公民分館	きしま みほ 貴島 美保
4	少路校区福祉委員会	かいや みきこ 海谷 美貴子
5	少路民生児童委員会	まつうら てるひさ 松浦 輝久
6	緑丘自治会	はせ かよこ 長谷 加代子
7	青少年健全育成会少路地区推進委員会	かんざき よしこ 神寄 佳子
8	しょうじ地域子ども教室	すがわら てるたけ 菅原 照剛
9	少路小学校 P T A	あんどう のぶあき 安藤 順昭
10	第十一中学校 P T A	ふじわら あきひろ 藤原 明寛
11	豊中防犯協議会緑丘支部	うえがみ えいじろう 上神 英二郎
12	公募	おおの しゅんすけ 大野 俊介
13	公募	ふじい ひろなり 藤井 宏徳
14	公募	うやま ようた 宇山 陽太
15	公募	たちばな ゆみ 立花 由美

少路地域連絡会 運営委員 一覧

	所属等	氏名
1	少路小学校 校長／少路小学校学校地域連携ステーション 代表	かなもり あきのり 金森 昭憲
2	第十一中学校 校長	かわむら けんいち 川村 健市
3	少路公民分館 分館長	たちばな しんいち 立花 真一
4	少路校区福祉委員会 会長	しらの たかあき 白野 孝明
5	少路民生児童委員会 委員長	まきの かずこ 牧野 和子
6	緑丘自治会 会長	おおたか おさむ 大高 理
7	青少年健全育成会少路地区推進委員会 委員長	こだま ひさし 児玉 久
8	しょうじ地域子ども教室 代表	さかきはら しょういち 榊原 昇一
9	少路小学校 P T A 会長	やまもと りゅうや 山本 竜矢
10	第十一中学校 P T A 会長	まちだ けいすけ 町田 佳介
11	少路小学校おやじの会 会長	くろかわ だいすけ 黒川 大輔
12	豊中防犯協議会緑丘支部 支部長	すずき かつひさ 鈴木 勝久
13	防災部会 部会長	こわだ よしゆき 小和田 善之
14	地域情報共有部会 部会長	こばやし さおり 小林 沙織
15	学校教育支援部会 部会長	おおさと るみこ 大里 ルミ子
16	公募	ひろしま みつる 廣島 満
17	公募	うえだ ゆみ 上田 祐未
18	公募	むらい ゆうき 村井 悠紀

少路地域連絡会 設立趣意書（案）

1. 趣旨

私たちが暮らす少路校区は、1960年頃より千里丘陵、島熊山の北西部にあった山谷や田畑を住宅地として拓き誕生したまちです。各地の様々な所から移り住んだ多様な人が入り交じって新しいまちを作ってきました。

1973年に第十一中学校、翌年1974年に少路小学校が開校してからは、主に学校に係る活動などから学校・地域のコミュニティが形成されてきました。

よりよい地域づくりを目指して取り組んできた結果、学校・地域の各団体は各々の特徴を活かした組織として活性化しておりましたが、近年は少子高齢化や社会構造の変化、コロナ禍を経て住民間のつながりの希薄化などが課題となってきました。

私たちはこの現状を踏まえ、少路がこれからも「笑顔」であふれ、「暮らし続けたい」と思えるまちにしていくため、地域自治組織として「少路地域連絡会」を設立します。この枠組みを活かし、少路校区で主体的に活動する地域団体・学校・住民がお互いの活動を尊重しながら、少路校区全体に係る課題を共有し、防災や子育て支援など、地域が抱える課題に協力して取り組んでいきます。

「笑顔輝くまち少路。共に創る豊かで住み良い暮らし。」をスローガンとし、皆様と共に、誰もが安心して豊かに住み続けられるまちを創っていききたいと思います。ぜひ、ご理解とご参加をお願いいたします。

令和8年（2026年）5月23日

2. 経緯

- ・令和7年（2025年）2月22日 少路校区学校・地域団体代表者による意見交換会
- ・令和7年（2025年）4月19日 少路地域連絡会検討会 設立
- ・令和7年（2025年）9月 地域住民へのアンケート
- ・令和8年（2026年）5月23日 設立総会

少路地域連絡会規約

第一章 総則

（目的）

第1条 本会は、少路校区の地域住民・地域団体・学校が、お互いを尊重しながら、主体となって少路校区全体に係る課題を共有し、防災や子育て支援など地域課題に協力して取り組むことを基軸として、『笑顔輝くまち少路、共に創る豊かで住み良い暮らし。』の実現をめざす。

（名称）

第2条 本会は、少路地域連絡会という。（以下「連絡会」という。）

（事務所の位置）

第3条 連絡会の事務所は、緑丘会館（豊中市緑丘1丁目4-10）に置く。

（範囲）

第4条 連絡会の範囲は、少路小学校の校区とする。

（活動）

第5条 連絡会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- （1） 少路校区の地域の課題の把握や情報の発信
- （2） 少路校区の地域の課題解決にむけての協議、及び事業の実施
- （3） 「地域づくり活動計画」の策定、及びそれに基づく事業の実施
- （4） その他、連絡会の目的達成のために必要な活動

2 連絡会は第7条に定める構成員が、組織の運営及び活動に参加しないことを理由として、不利益な取り扱いをしないものとする。

（活動の制限）

第6条 連絡会は次に掲げる活動は行わない。

- （1） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動
- （2） 政治上の主義を推進、支持又はこれに反する活動
- （3） 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持又はこれに反対する活動
- （4） 営業活動（校区住民への利益配分を目的とするもの）

第二章 構成員

（構成員）

第7条 連絡会の構成員は次の各号に掲げるものとする

- （1） 連絡会の区域内に居住する全ての者
- （2） 次に掲げるもののうち、連絡会への参加を希望し、第24条に定める運営委員会が承認したもの
 - （ア） 区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- (イ) 区域内で活動する個人及び法人その他の団体
- (ウ) 区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (エ) 区域内に存する学校等に在学等する者
- (3) 前各号の規定にかかわらず、暴力団及び暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規則に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にあるものは連絡会の構成員になることができない。

第三章 役員

(役員)

第8条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 書記 若干名
- (5) 監事 若干名

(役員を選任)

第9条 役員(監事を除く)は第25条に定める運営委員の中から選任し、総会での承認を経て決定する。

2 監事は運営委員以外から選任し、総会での承認を経て決定する。

(役員の職務)

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、連絡会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、連絡会の会計事務を行う。
- (4) 書記は、連絡会の議事内容を記録し、保存する。
- (5) 監事は、連絡会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告をする。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員の中で欠員が生じたときには、第9条及び第16条の定めるところに拘らず第24条に定める運営委員会の承認により、役員の補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第四章 会議

(会議)

第12条 連絡会の会議は、総会、運営委員会、部会とする。

2 会議は原則すべて公開とし、構成員は傍聴できる。ただし、それぞれの会議を代表する者が認めた場合は構成員以外の者も傍聴できる。

3 会議においては、議事録を作成する。

第五章 総会

（総会）

第13条 総会は、連絡会の最高議決機関とする。

（総会の種別）

第14条 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

（総会の構成）

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員は、参画団体から選出された者と公募により選ばれた構成員とし、任期は1年（翌年の定期総会の終了まで）とする。ただし、再任は妨げない。

3 公募代議員の定数は5名までとし、定数を超えた応募があった場合は抽選とする。

（総会の権能）

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- （1）事業計画及び予算案
- （2）事業報告及び決算
- （3）「地域づくり活動計画」の策定や見直し
- （4）規約の改正
- （5）役員の選任
- （6）総会で提案された事項
- （7）その他、連絡会の運営に関する重要な事項

（総会の開催）

第17条 定期総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、または代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

（総会の招集）

第18条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、少なくとも1週間前までに、日時、場所及び目的を示して代議員に通知を発しなければならない。また、所定の場所に掲示しなければならない。

（総会の議長）

第19条 総会の議長は、その総会に出席している代議員の中から互選により選出する。

（総会の定足数）

第20条 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。

（総会の議決）

第21条 総会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席代議員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

（総会の書面表決等）

第22条 やむをえない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は議長若しくは他の代議員を代理人とし、委任状により表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条、第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第23条 総会の議事録は、次の事項を記載する。

- （1）日時及び場所
- （2）代議員総数及び出席代議員数（委任状による委任者数を含む）
- （3）開催目的、審議事項及び議決事項
- （4）議事の経過の概要及びその結果
- （5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第六章 運営委員会

（運営委員会）

第24条 連絡会は、運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため運営委員会を設置する。

（運営委員会の構成）

第25条 運営委員会は、参画団体の代表者、連絡会の部会長、及び公募により選ばれた構成員で構成し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 公募選出の運営委員は、部会に所属し活動する者でなければならない。公募運営委員の選出方法については運営委員会が別に定める。

（運営委員会の権能）

第26条 運営委員会は次の事項を審議する。

- （1）総会に付議する事項
- （2）総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- （3）部会の設置に関する事項
- （4）その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（運営委員会の招集）

第27条 会議は会長が招集する。

2 会長は、運営委員の3分の1以上から招集の請求があったときは、その請求のあった日から15日以内に会議を招集しなければならない。

（運営委員会の議長）

第28条 運営委員会の議長は、会長が務める。

（運営委員以外の出席）

第29条 会長が必要と認めるときは、運営委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(運営委員会の定足数)

第30条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。

(運営委員会の議決)

第31条 運営委員会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席者の過半数をもって可否を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営委員会の代理出席)

第32条 やむをえない理由のため運営委員会に出席できない各団体の代表者は、所属する参画団体の者を代理人として出席を委任することができる。

(運営委員会の議事録)

第33条 運営委員会の議事録は、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員総数及び出席運営委員数
- (3) 出席運営委員氏名
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項

第七章 部会

(部会)

第34条 事業計画に基づく事業を実施するため、必要な部会を設置することができる。

(部会の構成)

第35条 部会は公募に応じた構成員、及び少路校区の各団体から選出された者をもって構成し、その中から互選により部会長を1名選出し、必要あれば、その運営に必要な役職者を選出することができる。

(部会の報告)

第36条 部会長は、運営委員会に対し、事業の執行状況を報告する。

(部会の招集)

第37条 部会は、部会長が招集する。

第八章 事務局

(事務局)

第38条 連絡会の円滑な運営を行うため、事務局を設置することができる。

2 事務局の運営に関する事項は、運営委員会で定める。

第九章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は次の各号に定めるものとする。

- (1) 運営委員会が別に定める財産目録に記載の資産
- (2) 市からの交付金

- (3) 各団体からの負担金
- (4) 活動に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第40条 連絡会の資産は、会長が管理し、その方法は運営委員会の議決によりこれを定める。

2 資産を明らかにするため、資産台帳を整備する。

(資産の処分)

第41条 資産を処分する場合は総会の議決を要する。

(経費の支弁)

第42条 連絡会の経費は資産をもって支弁する。

(会計)

第43条 収入、支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

(事業計画及び予算)

第44条 連絡会の事業計画及び予算は、会長が作成し、運営委員会に諮り、総会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、新年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準とし、収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 連絡会の事業報告書・収支決算書等に関する書類は、会長が作成し、運営委員会に諮り、監事の監査を受け、会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受ける。

(会計年度)

第46条 連絡会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第十章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第47条 この規約を変更する場合は、第21条に関わらず、総会において、代議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第48条 連絡会を解散する場合は、第21条に関わらず、総会において、代議員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第49条 連絡会の解散のときに有する残余財産は、総会において代議員の4分の3以上の同意を得て、連絡会と類似の目的を有する団体等に寄付するものとする。

第十一章 雑則

（備付け帳簿及び書類）

第50条 連絡会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、財産目録、その他必要な帳簿、及び書類を備えておかななくてはならない。

（情報の公開）

第51条 前条に定める帳簿及び書類等は原則全て公開とし、構成員は閲覧することができる。

（その他）

第52条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は運営委員会で定める。

附則 この規約は、2026年5月23日より施行する。

- 2 連絡会の設立初年度の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 3 連絡会の設立初年度の会計年度は、第46条の規定にかかわらず、設立の日から2027年3月31日までとする。
- 4 連絡会の設立初年度の役員体制は、別に定め、設立総会で承認を得るものとする。
- 5 設立総会における代議員については、規約第15条に定める代議員とみなす。
- 6 設立初年度の監事については、第9条第2項の規定に関わらず設立総会の承認をもって選任できるものとする。

少路地域連絡会 参画団体名簿

少路小学校
第十一中学校
少路公民分館
少路校区福祉委員会
少路地区民生・児童委員会
緑丘自治会
青少年健全育員成会少路地区推進委員会
しょうじ地域子ども教室
少路小学校PTA
第十一中学校PTA
少路小学校おやじの会
豊中防犯協議会緑丘支部
少路小学校学校地域連携ステーション

2026年度 少路地域連絡会 事業計画書（案）

1 事業の目的

少路校区の地域住民・地域団体・学校が、お互いを尊重しながら、主体となって少路校区全体に係る課題を共有し、防災や子育て支援など地域課題に協力して取り組むことを基軸として、『笑顔輝くまち少路、共に創る豊かで住み良い暮らし。』の実現をめざす。

2 事業の概要

- (1) 少路校区の地域の課題の把握や情報の発信
- (2) 少路校区の地域の課題解決にむけての協議、及び事業の実施
- (3) 「地域づくり活動計画」の策定、及びそれに基づく事業の実施
- (4) その他、連絡会の目的達成のために必要な活動

3 事業の内容と実施方法

事業			目的	内容・対象者
設立総会			組織設立	規約、事業・予算計画の決議
運営委員会			円滑な組織運営 各団体の情報共有	事業計画・決算の審議、総括 総会、会議の開催／市への書類提出
防災	教育・啓発	防災講座	防災知識の向上強化	防災リーダー育成研修
		防災フェア	防災意識の啓発拡大	子どもの参加拡大／住民主体化
	資機材管理		減災への備え	資機材強化、管理
	地区防災計画		減災への計画	地区防災計画の検討
地域情報共有	HP作成・運営		学校・地域と住民双方向で地域情報共有	連絡会・各地域団体の活動紹介、イベント案内、住民意見把握、協働募集など
	広報誌の発行		住民への連絡会活動案内・報告	定例総会、部会活動の内容を広報誌で発信
学校教育支援	学校教育の支援		学校教育、及び関係する活動の支援	学校の花壇・畑の整備、運営 子どもへの読み聞かせ 少路まつり等の地域イベント支援 小中学校授業・部活サポート 中学生徒会活動支援 おさんぽクラス（大人交流）

4 実施スケジュール

時期	事業
5月23日	設立総会
4月～3月	運営委員会（3回）、部会（随時）
4月～3月	学校教育支援活動
4月～3月	広報誌発行（2回）
6月頃	防災講座
6～8月頃	ホームページ作成、運営開始
11月28日	少路校区防災フェア
1月16日	市一斉防災訓練 実施協力

令和 8 年度（2026 年度）少路地域連絡会 役員（~~案~~）

役職名	氏 名	所 属
会 長	立花 真一	少路公民分館
副会長	白野 孝明	少路校区福祉委員会
副会長	大高 理	緑丘自治会
副会長	小和田 善之	防災部会
会 計	榊原 昇一	しょうじ地域子ども教室
書 記	上田 祐未	公募
監 事	前川 順子	